

長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領

(平成 15 年 1 月 29 日 14 監技第 412 号)

(最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 454 号)

(趣 旨)

第 1 長野県公募型プロポーザル方式(技術者評価型)試行要領、または長野県公募型プロポーザル方式(建設工事)試行要領(以下「公募型プロポーザル方式試行要領」という。)に基づき契約する業務または工事(以下「業務等」という。)に関する情報の取扱いをこの要領により定め、契約過程並びに契約内容の透明性の向上を図るものとする。

(対象業務)

第 2 対象とする業務等は、公募型プロポーザル方式試行要領に基づき契約する全ての業務等とする。

(公表の内容)

第 3 公表する内容は、次に掲げるとおりとする。

- 1 参加要件資料審査結果表
- 2 技術提案書提出者名
- 3 技術提案書評価結果表(特定者名以外の技術提案書提出者名及び評価者名を除く)
- 4 随意契約に係る情報は「建設コンサルタント等の業務入札契約情報公表要領」または「建設工事入札契約情報公表要領」による。
- 5 技術提案書提出非該当者への通知書及び非該当理由の説明に係る回答書
- 6 その他、事務手続きに関する質問回答

(公表の時期)

第 4 第 3 に掲げる事項は、契約締結後遅滞なく公表するものとする。

(非公開とするもの)

第 5 技術提案書の作成・提出に係る質問に対する回答(記載方法など一般的な質問に対する回答は除く)、参加表明書、参加要件資料、技術提案書、技術資料、技術提案書非特定者への通知書、非特定理由の説明請求に係る回答書及びプレゼンテーション時における参考資料は非公開とする。

(公表の方法)

第 6 第 3 に掲げる様式等の写しを閲覧により公表するものとする。なお、随意契約に係る情報は、当該方法による公表とともにホームページに掲載するものとする。

(資料の保管)

第 7 本方式に関する資料は、原本のみ全て発注機関において保管する。

(公表の場所)

第 8 発注機関の契約担当課等の閲覧所又は閲覧窓口において公表するものとする。

(公表の期間)

第 9 公表した日の翌日から起算して 1 年間が経過する日まで

この要領は、平成 14 年 12 月 2 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 15 年 3 月 25 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 15 年 9 月 2 日から掲示するものに適用する。

附 則

この要領は、平成 17 年 5 月 9 日から掲示するものに適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 27 日から掲示するものに適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から掲示するものに適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から掲示（公告）するものに適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から掲示（公告）するものに適用する。